

令和元年度
松戸市公設地方卸売市場運営審議会

第 1 回市場取引委員会

会議録

日 時 令和元年 6 月 24 日（月）午後 2 時から午後 3 時 10 分

場 所 いちごマルシェ(株)会議室
(松戸市松戸新田 30 番地松戸市公設卸売市場南部市場事務棟 2 階)

1 出席者

【委員】 学識経験者

小林 弘明 委員

生産者及び消費者代表

木口 直之 委員、落合 厚子 委員

市場関係者

伊藤 友一 委員、斉藤 昇 委員、正司 進 委員

佐藤 正二郎 委員

【事務局】

渡部 俊典 経済振興部参事監、岡田 卓 消費生活課長

斉藤 貴章 南部市場長、今井 悦匡 課長補佐

福島 透 主幹、安田 友貴 主事

2 議 事

(1) 改正卸売市場法の趣旨

(2) 市場法改正に伴う市場関係者へのヒアリング結果について

(3) 業務条例の一部を改正する条例（方向性）の概要について

①共通ルール

②その他のルール

3 会議録

【事務局】

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

ただいまより、令和元年度松戸市公設地方卸売市場運営審議会第1回市場取引委員会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます消費生活課の福島と申します。よろしく願いします。

始めに本日の市場取引委員会につきましては、市場運営審議会同様に会議録を作成させていただきます。そのため、会議内容を録音させていただいておりますのでご了承ください。

それでは開会に先立ちまして、経済振興部渡部参事監よりご挨拶を申し上げます。

【経済振興部参事監】

皆さま、こんにちは。経済振興部参事監の渡部と申します。

開催にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、第1回市場取引委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。

既にご案内のとおり、来年6月に改正卸売市場法が施行されますが、今回の法改正では、卸売業者や仲卸業者のみならず、出荷者や売買参加者などの意見も偏りなく十分に聴きながら、取引ルールを策定する必要がございます。

その為、本日は市場関係者だけではなく、各分野の取引委員の皆さまから、それぞれの知識・経験等を踏まえ、忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

今後も市場行政に、より一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。

【事務局】

それでは、松戸市公設地方卸売市場運営審議会条例第7条及び同規則第5条に基づき、委員長である小林先生に今後の議事を進めていただきたいと思います。小林委員長よろしく申し上げます。

【小林委員長】

それでは、第1回市場取引委員会をはじめさせていただきます。

不慣れではありますが、議事を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、本日の会議の成立について、事務局からご報告をお願いします。

【事務局】

本日の市場取引委員会の会議の成立についてご報告いたします。本日は委員7名全員が出席しており、半数以上の出席であることから、松戸市公設地方卸売市場運営審議会運営規則第5条第2項により開催可能であることを報告します。

【小林委員長】

それでは、審議会に先立ちまして会議の公開について確認をいたします。松戸市情報公開条例では、審議会を原則公開としております。本日の審議会も公開となりますのでご了承ください。

次に、会議の傍聴について、事務局より傍聴人の報告をお願いします。

【事務局】

本日の傍聴の申し出について報告します。傍聴の申し出はありませんでした。

【小林委員長】

ありがとうございます。

では議事に入ります前に、会議録の署名について、伊藤委員と斉藤委員にお願いしたいと思います。お二人ともよろしくお願ひいたします。

【伊藤委員・斉藤委員】

了解しました。

【小林委員長】

それでは、会議次第に基づきまして議事に入ります。はじめに、議事の(1)「改正の趣旨」(2)「市場法改正に伴う市場関係者へのヒアリング結果について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議事の(1)改正卸売市場法の趣旨についてご説明させていただきます。南部市場の斎藤と申します。よろしくお願いします。

資料の1ページ「卸売市場法改正に伴う松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案の概要」をご覧ください。

まず、法律改正の背景でございますが、「食品の流通において、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直売等の流通の多様化が進んでおります。こうした状況の変化に対応して、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取り組みを促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適正化を図ることが必要となる。」ということでございます。

次に、法律の改正内容でございますが、

①現行の卸売市場法に基づく国による一律の規制は撤廃され、共通ルールを守る卸売市場を国や県が認定する。

②全市場が厳守すべき共通ルールによって公正な取引環境を確保するが、第三者販売や直荷引きの原則禁止、商物一致の原則などの、その他の取引規制は撤廃し公表を条件に各市場が独自ルールを定めることを可能にする。

これは、共通ルール以外は、各市場の判断に委ねられるということでございます。次に、松戸市の対応でございますが、取引条件等の公表により透明性を確保し、公正公平な取引を維持すると共に、卸売業者等の事業活動の自由度を向上させ、以下の規制緩和を検討しております。

1点目といたしまして、効率的な物流によるコストの削減及び鮮度の維持をする。そのために、商物一致規制を現状維持するのか、又は削除するのか検討が必要になるということでございます。

2点目といたしまして、生産者や加工業者等と卸売業者、仲卸業者との関係による、需要に対応した商品提供機能の強化のため、第三者販売、直荷引き規制の緩和の検討でございます。

3点目といたしましては、卸売市場間のネットワークを通じた流通の効率化、具体的には、第三者販売の規制緩和による市場間転送等の効率化の検討でございます。

そのために、卸売業者・仲卸業者の取引に関する規制を緩和し、許可承認等に係る事務手続きの簡略化を進め、市場業務の迅速化を図ることを目的とし改正案を作成しております。

次に、資料の2ページをご覧ください。議事の(2)「市場法改正に伴う市場関係者へのヒアリングの結果について」をご説明いたします。

平成30年6月に改正卸売市場法が公布、10月に農林水産省から政令、省令、基本方針等が発表されました。

その内容を踏まえ、平成 30 年 11 月から市場関係者へのヒアリングを開始いたしました。

内容といたしましては、各市場で自由に設定することが可能な「受託拒否の禁止」「第三者販売の禁止」「直荷引の禁止」「自己買受けの禁止」「商物一致の原則」の項目のみならず、取引ルール全般や決済の方法、また品質管理などについてヒアリングを実施いたしました。

実施回数は、卸売業者さん 7 回、仲卸業者さん 1 回、買受人組合さん 4 回、実施日は記載のとおりでございます。

議事の (1) と (2) の説明は以上でございます。

【小林委員長】

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関してご質問はございますか。質問が無ければ、次に、議事(3)「業務条例の一部を改正する条例の概要」のうち①共通ルールにつきまして、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今回の卸売市場法改正に伴い、実際に松戸市の業務規程で変更や新しく追加が生じる物のうち、共通ルールの部分について現段階での松戸市の方向性をご説明させていただきます。消費生活課の安田と申します。よろしく申し上げます。資料については 3 ページから 5 ページとなります。3 ページから順次説明をさせていただきます。

まず、1 卸売業者に関することとして、(1)卸売業者の許可に関することです。

現在、卸売業者の許可については、千葉県業務条例において千葉県が許可することとなっており、南部市場の卸売業者である東京千住青果(株)東葛支社様についても千葉県知事の許可を受け営業しております。

しかし、今回の卸売市場法改正に伴い、国から県への委任事項がなくなる為、千葉県の業務条例が廃止となります。

したがって、卸売業者の許可に関する規定がなくなる為、法律上の規定はありませんが、今後、千葉県から松戸南部市場が認定を受けるための必要書類にも卸売業者に関する項目があることから、市の業務条例に追加し許可したいと考えております。

なお、現在、仲卸業者については市の許可、買受人については市の承認となっております。

次に、(2)「事業報告書の提出」及び「事業報告書の写しの備付け及び閲覧」についてです。

まず、事業報告書の提出についてですが、こちらについても、現在、千葉県の業務条例において卸売業者が開設者を經由して県に提出することと定められております。

今後、県条例は廃止となりますが、事業報告書の提出につきましては、改正卸売市場法において開設者に提出と定められておりますので、市の業務条例に追加し、卸売業者から開設者である松戸市に提出していただくこととします。

次に、事業報告書の写しの備付け及び閲覧です。こちらについても、現在、

千葉県業務条例において定められているものですが、内容としては、出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報、具体的には貸借対照表と損益計算書になりますが、こちらについて、インターネットを利用したホームページへの掲載、事務所における備置き、その他適切な方法により、取引関係者からの閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させること。との定めですが、こちらについても、改正卸売市場法において全市場が厳守する共通の事項となっておりますので、市の業務条例に追加いたします。

次に、2 公表に関する事項として、(1) 売買取引の方法及び決済の方法の公表についてです。内容としては、開設者は売買取引の方法や支払期日、支払方法について業務規程に定め、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。というものです。

こちらについては、卸売市場法改正に伴い、全市場が厳守する共通事項として新たに追加となったものです。松戸市においても業務規程に売買取引の方法や支払期日、支払方法を定め、市のホームページで公表する予定でございます。

次に、(2) 取引条件の公表についてです。

こちらについても、市場法改正に伴い、新たに追加となったもので、内容としては、卸売業者は、営業日及び営業時間・取扱品目・生鮮食料品等の引渡しの方法・委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額・生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払日及び支払方法・奨励金等の種類、内容及びその額について、インターネットの利用その他適切な公表方法により公表すること。と定められたため、市の業務条例に追加し、卸売業者に公表していただくこととします。

次に、(3) 卸売予定数量等の公表についてです。

現在、開設者である松戸市は卸売業者から開場日ごとの卸売予定数量と前開場日の結果の報告を受け、販売開始時刻までに場内の掲示板に公表しております。改正に伴う変更点として、今まで開設者のみが行っていた開場日ごとの卸売予定数量と前開場日の結果の公表を卸売業者も行うこととなります。

また、卸売業者については、委託料の種類ごとの受領額及び完納奨励金や出荷奨励金などの奨励金等の種類ごとの交付額についても公表することとなります。

次に、(4) 開場時間等についてです。現在、市場の開場時間は 24 時間。午前 0 時から午後 12 時までとなっております。

また、販売開始時刻等については午前 2 時から午後 4 時までとなっております。

なお、必要があると認めるときは臨時に変更することができると定めております。こちらについては、市場関係者とのヒアリングにおいて、現状問題がないとのことから変更しない予定でございます。

次に、3 売買取引等の規制に関することとして、(1) 売買取引の原則についてです。こちらは現在、「市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。」と定められております。

こちらについては、改正後も全市場が厳守する共通事項となっておりますので、変更せずに引き続き業務規程に定めることとします。

次に、(2) 売買取引の方法及び相対取引を行う場合の承認申請についてです。現在の売買取引の方法は、せり売り、入札、相対取引となっておりますが、個選品と言われる農協などの基準を満たした共選品と言われるもの以外の主に個人の農家が出荷するもの等になりますが、その一般野菜及び促成野菜類、果実類のうち3割に相当する部分については原則として、せり売りか入札の方法をとることと定めております。

しかし、現状として共選品の割合が95%~99.1%となっており、個選品はほぼない状況となっております。現状としてはこのような状況であり、3割に相当する部分については、「せり売りか入札の方法」との定めがありますが、その例外規定として、災害の発生、入荷が遅延、緊急に出港する船舶への物資供給等がある場合で、市長が認めた場合は相対取引の方法によることができるとなっております。

こちらの実績がないため、今後の社会情勢や流通形態の変化等に柔軟に対応できるよう、例外規定を一部削除し、他を規則に移行したいと考えております。

また、相対取引の承認申請についても実績がないことから国の規制緩和にならって手続きを廃止したいと考えております。

次に、(3) 差別的取り扱いの禁止についてです。現在、卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、若しくは買受人に対して不当に差別的な取り扱いをしてはならないと定めております。差別的な取り扱いの例として、「セリにおいて特定の者を無視すること」や「相対取引で不当な金額を提示し実質的に拒否すること」がありますが、改正後も全市場が厳守する共通事項となっておりますので、引き続き業務規程に定めることとします。

次に、(4) 卸売物品の仲卸業者又は買受人の明示及び引き取りについてです。内容としては、卸売業者は卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は買受人が分かるように明示するなどの措置をすること。

また、買受けた仲卸業者、買受人は、卸売業者から買い受けた物品を速やかに引き取ることと定めています。

こちらについては、市場関係者とのヒアリングにおいて、現状問題がないことから内容の変更はせず引き続き業務規程に定めたいと考えております。

以上が売買取引等の規制に関することとなりますが、委託手数料、完納奨励金、出荷奨励金についての定めについては変更ありません。

次に、4 決裁に関することとして、(1) 仕切り及び送金についてです。

現在、卸売業者は委託者からの受託物を卸売した場合、委託者との特約がない場合は、卸売をした日の翌日に売買仕切り書と売買仕切り金を送付することと定めています。

現状としては、卸売業者は農協などの出荷団体に3日で支払いし、他の委託者とは個々で支払日を決めて取引をしております。

こちらについては、卸売業者とのヒアリングにおいても、現状で特に問題がないことから内容の変更はせず引き続き業務規程に定めたいと考えております。

次に、(2) 買受代金の即時支払義務についてです。

こちらについては、仲卸業者又は買受人は、卸売業者との特約がない場合は、卸売業者から買い受けた物品の引き渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金を支払うことと定めています。

現状として、買い受けた物品の引き渡しと同時に支払いをすることはなく、市場関係者とのヒアリングの中で3日目であるとの確認ができたため、現状に合わせ3日目と内容を変更したいと考えております。

次に、5品質管理に関することとして、(1) 販売前における受託物品の検収についてです。

こちらについては、卸売業者は、受託物品の検収を確実にを行い、異常物品等がある場合は開設者に報告することと定めております。

現状として、異常物品等がある場合は卸売業者が産地等と連絡を取るなど臨機応変に対応しており、現状の定めで特に問題がないことから内容の変更はせず引き続き業務規程に定めたいと考えております。

次に、(2) 衛生上有害な物品の売買禁止等についてです。

現在の業務規程の内容としては、3点、

①市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

②衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

③市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。と定めております。

こちらについては、現状として、特に問題がないことから内容の変更はせず引き続き業務規程に定めたいと考えております。

次に、(3) 品質管理の方法についてです。

現在、市は品質管理の方法を定めており、卸売業者、仲卸業者及び買受人はこの品質管理の方法に従うこととしております。

具体的には、卸売業者は温度管理機能を有する施設について設定温度を定めることや、品質管理の責任者を定めること、仲卸業者に関しては店舗ごとに品質管理の責任者を定めること、また、物品の適正な温度管理を行うこと、使用施設を清潔に保つことなどを定めております。

品質の管理については、生鮮食料品を扱う上で重要な事項であるため、内容の変更はせず今後も品質を維持したいと考えております。

以上が共通ルールについての説明になります。

【小林委員長】

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関してご意見、ご質問はございますか？

【佐藤委員】

確認でございますが、3ページの卸売業者に関することですが、現行では千葉県知事が卸売業者を直接許可することになっております。改正案では、千葉県からの認定を受けるとなっていますが、認定を受けるのは松戸市ということで理解してよろしいですか。そして、認定を受ける際に、必要書類に卸売業者の項目があるので、市が卸売業者を許可するという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

ご質問いただいた内容についてですが、卸売業者の許可については、現在は県が許可しています。今後は、南部市場全体が県から認定を受けるということとなります。

認定の際に必要な書類に卸売業者に関する項目がありますので、提出する書類も含めて卸売業者については市が許可したいと考えています。

【佐藤委員】

仲卸さんについては現状と同じで許可をする。買受人さんについては承認する。新たに卸売業者さんも市が許可するということでよろしいですか。

【事務局】

そういうこととなります。

【小林委員長】

市が許可するということですね。

それでは、他にご意見やご質問はございますか。斉藤委員や正司委員はいかがでしょうか。

【斉藤委員】

共通ルールに関しては特にありません。

【正司委員】

特にありません。

【小林委員長】

他になければ、「共通ルール」につきましては、事務局の案で承認ということでもよろしいでしょうか？

【委員一同】

異議なし

【小林委員長】

ありがとうございます。「共通ルール」につきましては承認ということでもよろしくをお願いします。

次に議事(3)②その他ルールについてとなりますが、この部分につきましては今回の法改正により、各市場で自由に設定することが可能となります。

従いまして、事務局からは近隣市場の現況も併せてご説明をお願いします。項目は4つありますが、3つに分けて説明していただきます。初めに「受託拒否の禁止」についてをお願いします。

【事務局】

それでは、ただいま小林委員長からお話がございましたが、各市場で設定する項目につきまして、これまでの市場関係者へのヒアリング、近隣市場の動向も踏まえ、本

市の今後の方向性について、ご説明させていただきます。

消費生活課の今井です。よろしくお願いいたします。

資料6 ページ (1) 条例第30条第2項「差別的取扱いの禁止」のうち「受託拒否の禁止」をご覧ください。

現在、業務条例において、「卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ、引き受けを拒んではならない。」と定められております。

正当な理由とは、例えば衛生上有害な物品等の場合、法令違反した物品の場合、また市場施設の処理能力が超過する場合などの正当な理由を除き、卸売業者は、出荷者からの荷に対して、受託を拒否することが出来ません。

右側をご覧ください。

この受託拒否の禁止につきましては、法改正後も東京都などの中央卸売市場は、引き続き厳守事項として受託拒否の禁止が定められますが、地方卸売市場は、市場ごとにルールを設定することとなります。

本市では、この項目は変更せず、今後も公正公平な取引を維持するため「受託拒否の禁止」の規制を継続していきたいと考えております。

卸売業者とのヒアリングの中で、実際には拒否したいような物を持ち込まれることもあるといった意見もございましたが、近隣市場や東京都の関係を勘案すると拒否することは難しいとのことでした。

本市と致しましても、公設市場としての立場を踏まえ卸売市場を運営するにあたっては、今後も生産者・出荷者から信頼を得ることは重要であると考えております。

従いまして、この受託拒否の禁止については、引き続き規制を継続していきたいと考えております。

なお、近隣市場、県内公設市場の動向ですが、各市場とも引き続きこの規制を継続していく方向となっております。

以上、説明とさせていただきます。

【小林委員長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関してご意見、ご質問はございますか。伊藤委員、木口委員どうでしょうか。

【木口委員】

事務局の改正案のとおりで特にありません。

【伊藤委員】

特にありません。

【小林委員長】

他になければ、「受託拒否の禁止」につきましては、事務局の案で承認ということによろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【小林委員長】

ありがとうございます。「受託拒否の禁止」につきましては承認ということにより、よろしくお願いいたします。

次に「卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止」いわゆる「自己買受の禁止」と、関連して「卸売業者の買受物品等の制限」について、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

資料6 ページ左下 (2) 条例第35条「卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止」いわゆる自己買受の禁止をご覧ください。

現在、業務条例において、「卸売業者は、卸売の業務を行う市場において、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、卸売の相手方として物品を買い受けてはならない」。簡単に申し上げますと卸売業者自身による、市場内での買受を禁止しております。

また続いて、条例第32条「卸売業者の買受物品等の制限」として、「卸売業者は原則として、卸売をした物品について、仲卸業者又は買受人等から、当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない」となっております。

これらはいずれも公正、公平な取引と、適正な価格を維持するため、卸売業者に対する市場内での取引行為について、規制をしている項目となります。

右側をご覧ください。

まず条例第35条自己買受の禁止について、本市と致しましては、青果物の適正な価格を維持していくためには、今後もこの規制は必要であると考えており、また卸売業者とのヒアリングにおいても、現行の規制に対して特段問題はないとの意見もございましたので、引き続きこの規制を継続していきたいと考えております。

なお、この自己買受の禁止についての近隣市場の動向としては、船橋市は削除を検討していますが、その他の市場は松戸市同様、この規制を維持する方向となっております。

また条例第32条卸売業者の買受物品の制限につきましても、市場内での取引の秩序を維持していくため、商品価値を高める加工品等の処理を施した物品の販売の委託引き受けや買受けを除いては、引き続きこの規制を維持していきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

【小林委員長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関してご意見、ご質問はございますか。伊藤委員はいかがですか。

【伊藤委員】

事務局案で結構です。

【小林委員長】

他になければ、「自己買受の禁止」と「卸売業者の買受物品等の制限」につきましては、事務局の案で承認ということによろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【小林委員長】

ありがとうございます。「自己買受の禁止」と「卸売業者の買受物品等の制限」につきましては承認ということによろしくお願ひします。

次に「卸売の相手方の制限」、いわゆる「第三者販売の禁止」並びに「仲卸業者の業務の規制」いわゆる「直荷引きの禁止」について、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

資料7 ページ (3) 条例第 31 条「卸売の相手方の制限」をご覧ください。

この項目は卸売業者の「第三者販売の禁止」についてになります。

現在、業務条例において「卸売業者は、当該市場の仲卸業者及び買受人以外の者に卸売することを原則として禁止。ただし、例外規定に該当する場合は認める」。簡単に申しあげますと、卸売業者は市場外への販売を禁止しております。

ただ、例外規定である「入荷量が著しく多いとき」「残品が生じるとき」また「市場間の需給調整」などを主な理由として、日々、他市場への仲卸業者などに対し、卸売を行っている実態がございます。

右側の改正案をご覧ください。

この第三者販売の禁止につきましては、現在の状況や取扱高における第三者販売の割合、卸売業者からの意見も踏まえ、本市と致しましては、許可申請の削除及び例外規定を規則へ移行するなど、規制を緩和していきたいと考えております。

具体的には、第三者販売については、卸売市場としての取引の秩序を守るため、今までどおり原則は禁止しつつも、日々取引が行われている現状を鑑み、今後も例外規定として認め、卸売業者の事務手続きを軽減する為、許可申請を削除いたします。

ただし、第三者販売における取引の透明性や状況を把握する為、卸売を行った結果の届出は、引き続き継続したいと考えております。

また、例外規定を規則に移行し、今後の社会情勢や市場を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるようにしていきたいと考えております。

なお、近隣市場の動向ですが、千葉市は規制を維持。船橋市は、この資料では規制維持と記載しておりますが、詳しくは松戸市同様、手続きの簡素化や規制項目を見直しする方向とのことです。また成田市は、詳細はまだわかりませんが、規制を緩和する方向で進めております。

続きまして資料左下の (4) 条例第 40 条仲卸業者の業務の規制をご覧ください。

この項目は仲卸業者の直荷引きの禁止についてとなります。

現在、業務条例において、「仲卸業者が、当該市場の卸売業者以外の者からの物品

の買入れ販売することを原則禁止」いわゆる仲卸業者における市場外からの荷の仕入れ、販売について原則禁止しております。

ただし、当該市場の卸売業者にない荷は、顧客の要望により産地や他市場から集荷する必要があることから、市場外からの荷の仕入れについて、日々、例外規定により許可している実態があります。

右側の改正案をご覧ください。

従いまして、この直荷引きの禁止につきましても、仲卸業者からの意見や現在の市場外からの仕入れの割合などを踏まえ、許可申請の削除及び例外規定を規則へ移行するなど規制を緩和していきたいと考えております。

具体的には、今までどおり原則は禁止といたしますが、日々取引が行われている現状を鑑み、今後も例外規定として認め、仲卸業者の事務手続きを軽減する為、許可申請を削除いたします。

ただし、直荷引きにおける取引の透明性や状況を把握する為、仕入れを行った実績は届出させていただきます。

また、例外規定を規則に移行し、今後の社会情勢や市場を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるようにしていきたいと考えております。

なお、近隣市場の動向ですが、第三者販売と同じく千葉市は規制を維持。船橋市は、この資料では規制維持と記載しておりますが、詳しくは松戸市同様、手続きの簡素化や規制項目を見直しする方向とのことです。また成田市は、詳細はまだわかりませんが、規制を緩和する方向で進めております。

先ほどご説明致しました卸売業者の第三者販売並びにこの仲卸業者の直荷引きのいずれも、市場としての秩序を守るため、双方規制は残しつつ、市場業者の営業に支障がないよう、また卸売業者と仲卸業者、買受人の取引関係のバランスが崩れないように配慮した上で規制を緩和していきたいと思っております。

また、その結果として市場関係者の販路が拡大し生産者の所得向上にも繋がっていただければと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

【小林委員長】

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関してご意見、ご質問はございますか。

【佐藤委員】

緩和をすることは、卸売業者さんや仲卸業者さんからの異議が無ければ結構だと思います。

今回のルールには記載されていませんが、南部市場は売上高割使用料というものがあります。4 ページにあります共通ルールのなかで前開場日の結果を公表するということになっています。

卸売業者さんの毎日の取扱量は、市に報告されていると思います。今後、仲卸さんが直荷引きをして、この市場を利用することになりましたら、取扱量の把握、市場の使用料の負担という問題にも波及してくると思います。

条例改正に直接関係しないと思いますが、どのように検討していくのか市で決まっ

ていればお伺いしたいと思います。

【事務局】

仲卸業者さんの直荷引きにつきましては、現在でも毎月報告をいただいていますので、月ごとの取扱数量等の数字は把握できています。

なお、直荷引きに対する使用料の関係ですが、この委員会は取引に関する議論の場のため、使用料については、運営審議会での議論となります。

【小林委員長】

この委員会では議題に出来ない内容になりますので、お話をいただいたということでとどめたいと思います。

伊藤委員や斉藤委員はどうですか。

【伊藤委員】

事務局案のとおりで結構です。

【斉藤委員】

現状を踏まえた内容なので、この内容で結構だと思います。

【小林委員長】

他になければ、「第三者販売の禁止」並びに「直荷引きの禁止」につきましては、事務局の案で承認ということによろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【小林委員長】

ありがとうございます。「第三者販売の禁止」並びに「直荷引きの禁止」につきましては承認ということによろしくお願いします。

次に「市場外にある物品の卸売の禁止」いわゆる「商物一致の原則」につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

資料8 ページ左側 (5) 条例第34条「市場外にある物品の卸売の禁止」をご覧ください。

現在、業務条例において「卸売業者は市場内にある物品を卸売することが原則」として、例外規定を除き卸売をする荷は必ず市場に搬入して取引をする必要があります。いわゆる商物一致の原則です。

ちなみに現在取引されている荷は、ほぼ市場に搬入されており、例外規定として認めているものは、年間総取扱量のうち2%程度前後となっております。

しかしながら、卸売業者とのヒアリングや市場を取り巻く状況から、今後の卸売市場の物流は、電子商取引など情報技術の積極的な活用。また荷の鮮度保持や物流コス

トなどの面から、今後は市場を経由しないで産地から直接、実需者に行くような取引の増加が予想されます。

そのため、今後も例外規定を設けて規制していくのか、これからの物流を考え、この規制を撤廃すべきか皆さまの意見を伺い、その上で本市としての方向性を定めていきたいと考えております。

資料9ページ「市場外にある物品の卸売の禁止について」をご覧ください。

先ほども申し上げましたが、この図のように卸売をする荷は原則、市場を通すこととなっております。

そこで、この規制を撤廃した場合、どのようなことが想定されるかいくつか挙げてみました。

まず、産地と実需者がダイレクト流通することにより、卸売市場に一旦搬入して荷を降ろし、分荷して積み替えて搬出するという手間隙が少なくなります。

また、ダイレクト流通により、運送に係る時間短縮や流通コスト削減が期待されます。

さらには、空調設備を完備していない卸売場、セリ場では、時期や荷の種類によっては痛みやすいものもありますが、産地から新鮮な荷を直接、実需者、例えば空調設備のあるスーパー等の物流センターに運び込めば、荷の痛みが少ない状況で店頭に並べることが可能となり、市場関係者だけではなく消費者にとっても大きなメリットとなるのではないかと思います。

ただし、市場外での流通が増えれば市場内での荷が少なくなり、セリ場での活性化が阻害される可能性はあります。

資料8ページをご覧ください。

いずれにしても、八百屋などの小規模小売店が減少していくなか、スーパー、コンビニが増えるなど、販売チャネルが多様化、大型化し、また加工商品の需要が増加するなど、今後の食品流通の合理化は必須となっております。

実際、卸売業者とのヒアリングにおいて、流通の効率化と物流コストをいかに削減していくかが課題として挙げられおり、また今回は卸売市場法改正とともに食品流通構造改善促進法も改正されるなど、これからは、効率的かつ安定的な流通システムを行っていくことが求められております。

本市と致しましては、このような状況を踏まえ、今後もこの規制を維持していくか、それとも規制を撤廃すべきか、皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

なお、この商物一致に対する近隣市場の動向ですが、船橋市は品質管理等の影響がないと考えていることから削除する方向。千葉市は一番良い荷が市場外に流れる恐れがあるとの市場関係者の意見があったことから規制の継続。成田市は規制を緩和する方向となっております。

また、この資料には記載しておりませんが、中央卸売市場である横浜市は、商物一致について「場内取引に充分配慮した上で、市場外にある物品の卸売をすること」を努力規定として設けた上で、この規制を削除していく方向です。

東京都は、具体的に個々の項目についての方向性は未だ定めていませんので、この商物一致について現時点でわかりませんが、全体としては原則、規制緩和をしていく方向性を示しております。

このような状況ですが、この商物一致につきましては、皆さまからご意見を伺いつ

つ、今後も他市場の動向や国、県等の情報を収集しながら、秋ぐらいを目途に方向性を定めていきたいと思えます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【小林委員長】

ありがとうございます。では、ただいまの事務局のご提案について、皆さまからご意見を伺いたいと思えます。

【伊藤委員】

卸売業者の立場から言わせていただきますと一番問題となるのは社会構造や流通の変化です。また、変化のスピードも早いです。商物一致の原則ですが、千住青果としてやっていることがありますので、その一端を述べさせていただきます。

産地から実需者に品物が流れるというのは、私の考えでは2つあります。

1つは生食用として野菜を作って産地から量販店や加工業者なりに流通されるという考え方です。

もう1つは、同じようなことですが、種を植えるときから加工用の大根を作っています。これは、おでん用の大根ですが、皆さんもご存じでしょうけどコンビニで販売されているおでんの大根を作っています。

先ほど松戸市さんから説明のあった2%とはこのことだと思えます。商物一致については、このような取引をしている関係上、卸売業者としては緩和していただきたいという思いでいます。

【小林委員長】

ありがとうございます。次に斉藤委員いかがでしょうか。

【斉藤委員】

私は、仲卸業者の立場から申し上げたいと思えます。我々仲卸は、一般のスーパーや小売店からご注文をいただいて商品を集めています。その中で、どうしても無いものは直荷引きをしてでもお客様に間に合わせるという立場の中、ある程度場内で必要量が確保されることが前提であれば削除しても結構だと思えます。

【小林委員長】

荷が確保されていれば削除でも良いということですね。次に正司委員お願いします。

【正司委員】

小売りの立場でお話しします。どんどん組合員が減ってきているということは店を閉めているということです。

現状では、インターネット販売など市場外流通が増えてきて、市場に行っても目ぼしい物が入る訳でもなく、魅力が無くなってきています。注文しても確保できないということもあります。学校給食など子供たちが関わる時に品物が揃わないと困るわけです。

消費者も今は大量に購入しません。コンビニで販売しているようなバラ売りで対応

できてしまいますので、八百屋などには来なくなりました。

市場外流通がかなり増えてきている現状を考えていきたいと思います。

【小林委員長】

それでは佐藤委員お願いします。

【佐藤委員】

この問題は、実際に取引をされている卸売業者さん、仲卸売業者さんなどの意見が重要だと思います。

市の案を見ますと現状維持かもしくは削除となっていますが、ちょっとやりすぎかなと感じます。この件は10月くらいまでということなので、本日出されたご意見等を勘案して工夫をしてやるべきではと思います。

商物一致の原則については、実際は崩れてしまっているのが現状ですから、削除してしまうと歯止めが利かなくなってしまうと思います。

市場としては、多様な業者さんが利用するようにならないと存続価値にまで波及していく問題ですので、市も含めて知恵を出していただければと思います。

【小林委員長】

それでは落合委員お願いします。

【落合委員】

スーパーに買い物に行くと農家から直送されている新鮮な商品をお手頃な値段で利用しています。それで十分足りてしまいます。

皆様のご意見を伺って、学校給食などには影響のないようにしないといけないと思います。

消費者、南部市場、小売店などみんなが良くなるように検討していく問題だと思うので削除というのは早急だと感じます。

【小林委員長】

最後に木口委員お願いします。

【木口委員】

難しい問題だと思います。市場外流通については、仕事の内容でやっていますが良いと思います。

逆に畑をたくさんやっている農家さんにとっては市場出荷が必要になってきます。そこで、余ってしまった品物について市場外流通として、スーパーの地場コーナーに出してもらったりしています。ただ、基本は市場出荷なので、それを軸として市場外流通があるものだと思いますので、削除してしまうのではなく、現状維持に加えて緩和のような感じであると良いと思います。

【小林委員長】

事務局に確認ですが、削除というのは商物一致しなくても良いということですよ。

【事務局】

そうです。

【小林委員長】

現状を受け入れて、市場外流通が増えても良いのか、ある程度歯止めを掛けるのかということですね。

皆さんからの意見では、ある程度歯止めを掛ける方が良いと感じました。何でも良くするという事ではないですね。

多くのご意見ありがとうございました。「商物一致の原則」については、今回の条例改正におきまして重要な事項となります。

事務局には、本日の皆様のご意見を参考に取りまとめて、併せて近隣市場の動向を調査していただきまして、次回の取引委員会で最終的な案の提出をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【小林委員長】

ありがとうございました。これで本日の議題は全て終了となります。

本日の各委員のご発言を伺いますと、今回の条例改正に対する方向性については、基本的に事務局の提案に異論がないように受け取れます。

事務局におかれましては、次回に持ち越しとなりました「商物一致の原則」も含めて、近隣市場の動向も注視しながら委員の皆様のご意見に基づいて、今後、改正の準備を進めて頂ければと思います。よろしく申し上げます。

また本日の会議内容は、来月開催される市場運営審議会においてご報告させていただきます。

以上で議事を終了させていただきたいと思いますが、皆さまにはスムーズな議事進行にご協力いただきありがとうございました。

【事務局】

小林委員長、お疲れでした。本日の議事はこれで終了となりますが、3点ほど事務連絡がございます。

1点目は、本日の会議録については事務局にて作成をいたします。作成された会議録につきましては、伊藤委員、斉藤委員にご確認をいただいたのち、皆様に配布させていただきます。

2点目ですが、今、文書を配付させていただきましたが、来月、7月22日（月）13時から、令和元年度市場運営審議会委嘱状交付式並びに第1回市場運営審議会を開催致します。お忙しいところ申し訳ありませんが、ご出席のほど、よろしくお願い致します。

最後に、第2回目となる市場取引委員会を開催につきましては、秋ころを予定して

おります。本日、皆様からいただきましたご意見等を参考にするとともに、近隣市場の情報も共有しながら、新旧対照表等を作成し条例改正最終案を審議していただきたいと考えております。

日時つきましては、開催の1ヶ月前くらいに通知いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして議事を終了させていただきます。お忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。

－ 閉 会 －